

第2節 電気通信事業政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

1985年の通信自由化及び「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）の施行以降、これまでの40年間に多くの新規事業者が参入し、競争原理の下で、IP・デジタル化、モバイル・ブロードバンド等、様々な通信技術の進展と導入が行われ、料金の低廉化・サービスの多様化・高度化が目覚ましく進展してきた。これまで、総務省では、こうした電気通信サービスのイノベーションやダイナミズムを維持しながら、信頼できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、様々な政策や制度についての不断の見直しを行ってきた。

例えば、近年、我が国の電気通信市場では、携帯電話やブロードバンドの普及、移動系通信事業者を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きており、そうした環境変化も踏まえた上で公正な競争環境を引き続き確保していくための制度整備や、今や生活必需品となっている携帯電話について、料金が諸外国と比較して高い、各社の料金プランが複雑でわかりづらいなどの課題があったことから、その課題を解決し、国民が低廉で多様な携帯電話サービスを利用できるよう、公正な競争環境の整備に向けた取組などを実施してきた。

また、利用者と事業者との間の情報格差や事業者の不適切な勧誘などによる電気通信サービスの利用を巡る様々なトラブルの増大やサイバー攻撃の複雑化・巧妙化などのグローバルリスクの深刻化などに対応するための制度整備なども実施してきた。

2 今後の課題と方向性

電気通信事業は、国民生活や社会経済活動に必要不可欠な電気通信サービスを提供する事業である。我が国の社会構造が「人口急減・超高齢化」へ向かう中で、地域の産業基盤の強化や地方移住の促進など、地方の創生のためにICTが果たすべき役割が今後増大していくことが見込まれるとともに、新事業の創出や生産性の向上など経済活動の活性化や、安心・安全な社会の実現、医療・教育・行政などの各分野における社会的課題の解決にあたり、ICTが果たすべき役割も増大していくと考えられ、電気通信サービスの重要性は、一層高まってきている。

このような中で、電気通信サービスの利用者利益を確保するとともに、我が国の社会全体のイノベーション促進、デジタル化・DX推進を支える基盤としてのデジタルインフラの整備は、一人ひとりの個人や我が国の社会経済にとって、極めて重要である。

今後、電気通信市場のみならず、我が国の社会構造が更に激変し、我々がこれまで前提としてきた社会・経済モデルが通用しない時代が到来することが予想される中で、先進的な情報通信技術を用いて社会的課題の解決や価値創造を図る必要性が高まっている。

また、電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に必要不可欠となっており、自然災害や通信障害等の非常時においても継続的にサービスを提供することが求められている。

このため、我が国のありとあらゆる主体が安心・安全かつ確実な情報通信を活用していく環境の整備を図っていくことが必要である。

2 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、総務省は2023

年8月、情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」を諮問した。同審議会の下に設置された通信政策特別委員会での議論を経て、2024年2月に取りまとめられた第一次答申を踏まえ、NTT持株・東西の研究開発に関する責務の廃止等を盛り込んだ「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第20号）が同年4月に公布、施行された。また、第一次答申で「今後更に検討を深めていくべき事項」と提言されたユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障などの事項については、主に同委員会の下で開催した3つのワーキンググループにおける専門的な議論や関係事業者へのヒアリングも踏まえ、2025年2月に最終答申として取りまとめられた。最終答申では、電話とブロードバンドについて、モバイル網を活用したサービス（モバイル網固定電話等）をユニバーサルサービスに追加することや、NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等に認可制を導入することなど、多岐にわたる論点に関する提言がされている。総務省はそれらの提言等を踏まえ、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直すなどの措置を講ずる「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を同年3月に国会に提出し、同年5月に成立した。その後、ユニバーサルサービス政策委員会等、関連委員会での議論を踏まえ、施行に必要となる関連法令の整備等を行い、本法律は2026年5月に施行された。

3 公正な競争環境の整備

1 電気通信市場の分析・検証

ア 電気通信市場の検証

総務省では、これまで、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」における市場検証の取組を踏まえて、電気通信市場の検証を実施してきたところであるが、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）により、検証を通じた規制のPDCAサイクルが法的に位置付けられ、毎年、規制の遵守状況や競争状況について、総務大臣が調査及び評価し、その結果を公表する制度が導入された。総務大臣による調査及び評価に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会の下に設置された「市場検証委員会」において、客観的かつ専門的な見地からの助言を得ながら行うこととしている。

2025年度の調査及び評価に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」（2025年9月4日総務大臣策定）に基づき、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握や、NTTデータグループの完全子会社化に伴う公正競争への影響の確認等の調査を実施し、これらの調査結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うこととしている。

イ モバイル市場における公正な競争環境の整備など

総務省では、事業者間の活発な競争を通じて低廉で多様なサービスの実現を図るべく、モバイル市場における公正な競争環境を整備するための取組を進めている。2019年には、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止などを目的とした電気通信事業法の改正を行っており、この改正により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響等について、「電気通信市場検証会議」の下に開催した「競争ルールの検証に関するWG」（以下「競争WG」という。）において、2020年以降、継続的な検証を行った。また、2025年12月からは、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会の下に設置した「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」において、今後の規制の在り方について検討を行っている。

これまでの取組として、総務省では、2020年10月に、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けた具体的な取組をまとめた「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公表した。また、競争WGにおける検討や同アクション・プランを踏まえ、SIMロックの原則禁止（2021年8月）や既往契約の早期解消に向けた制度整備（2022年1月）などを行った。さらに、携帯電話事業者各社においても、違約金の撤廃、キャリアメール持ち運びサービスの開始、eSIMの導入等の取組が進展するなど、モバイル市場における公正な競争環境の整備が進んだ。その後、2023年12月には、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）附則第6条（検討条項）に基づく競争WGでの検討結果を踏まえ、「白ロム割」規制等の制度改正を実施した。また、2023年11月に総務省において公表した「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」（以下「モバイル市場競争促進プラン」という。）を踏まえ、競争WGにおいて①モバイル市場の競争を一層促進させるための対策、②中古端末を含む端末市場の活性化のための対策を中心に検討を行った。2024年12月には、その検討結果を取りまとめた「競争ルールの検証に関する報告書2024」を踏まえ、ミリ波対応端末の割引上限額の緩和などの制度改正を実施した。

また、総務省では、利用者側の理解の促進に向けて消費者団体等を通じた周知広報に努めているほか、2020年12月から、利用者が自身に合ったプランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」を総務省HPに開設し、消費者の一層の理解促進を図っている。

関連データ 携帯電話ポータルサイト

URL : https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/keitai_portal/



2 接続ルールなどの整備

ア 音声通信における状況変化を踏まえた見直し

電気通信市場は、技術革新のスピードが速く、ネットワーク環境は大きく変化しており、電気通信事業における競争基盤となる接続政策等についても、その変化に対応し、不断に見直しを行うことが必要である。総務省では、2025年10月に、情報通信審議会に対し、「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」について、諮問したところである。

主な検討事項の一つとして、IP化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方があり、メタル固定電話の契約数の大幅な減少、PSTNからIP網への移行完了、メタル回線設備の縮退等、メタル固定電話に係るネットワーク環境の変化を踏まえ、長期増分費用（LRIC）方式を接続料算定に用いることを含め、メタル固定電話の接続ルールの在り方について検討を行っている。また、PSTNからIP網への移行に伴い、音声接続における事業者間の接続形態も変容していることを踏まえ、音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討について、そのメリット・デメリットを含め様々な観点から議論を行っている。

イ モバイル接続料等の算定方法の見直し

電気通信事業法では、主要なネットワークを設置する特定の事業者に対して、接続料・接続条件の公平性・透明性、接続の迅速性を確保するための規律（指定電気通信設備制度）を課しているところ、総務省では、指定電気通信設備の接続料について、認可・届出等の行政手続の中で適正性を確保するとともに、その算定方法等については、情報通信審議会の下に設置された接続政策委員会や同委員会の下で開催している接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて議論を行い、接続料の適正性の向上

を図っている。

移動通信におけるMNOのネットワークに関する接続料（モバイル接続料）については、「接続料の算定等に関する研究会」における議論等を踏まえ、MNO各社の2024年度接続会計において、音声通信に関する接続料とデータ通信に関する接続料の双方を算定する際の考え方（費用・資産の配賦基準）の更なる見直しが行われた。総務省では、2025年9月の「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書」を踏まえ、2026年1月に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定を行うとともに、所要の制度整備（「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第4号）、「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第5号）、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和8年総務省令第6号））を行った。

ウ 卸電気通信役務に係る制度の見直し

指定電気通信設備を用いて提供される卸電気通信役務については、卸元事業者の交渉上の優位性等を是正し、卸元事業者・卸先事業者間の協議の適正性を確保するため、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号）により、そのうち事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少くないものの役務提供義務や協議における情報提示義務が課されることとなった。

総務省では、情報通信審議会の下に設置された接続政策委員会等において、改正法施行後の協議状況・制度の運用状況を確認するとともに、卸電気通信役務と接続機能の代替性に着目した卸料金の検証に関する議論を行うなど、卸電気通信役務の提供に関する協議が活発・実質的に行われること等により、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の利用において「接続」と「卸電気通信役務」の利用形態を適正に並立させるための取組を引き続き行っている。

4 デジタルインフラの整備・維持

1 デジタルインフラ整備計画2030

人口減少下にあり、地域や社会の課題が多様化・複雑化するなかで、我が国の成長力を維持していくためには、生成AIをはじめとするデジタル技術を徹底的に活用し、DXの加速化を図ることが必要であり、その実現に不可欠となるデジタルインフラの重要性は高まっている。

デジタルインフラの整備にあたっては、今後生成AIの開発・利用等が本格化するに伴い、需要が急増するデータセンター等の計算資源を確保し、地方のデータ活用を加速化するような、AI時代の新たなデジタルインフラの整備を推進すること、こうした新たなデジタルインフラの利用を支え、社会のデジタル化や新技術の活用に伴うトラフィック増に対応するため、5Gや光ファイバの整備に加え、多様化するインフラへのニーズに合わせて、非地上系ネットワークも活用し、複層的なネットワークによりどこでもつながる環境を実現していくことが必要となっている。

また、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震においては、停電や伝送路の寸断等により、通信サービスが長時間にわたって利用できない状態が発生するなど、早期復旧に加え、今後の災害に備えて通信インフラの強靱化を図ることも課題となっている。

総務省はこうした状況を踏まえ、2030年度末を見据えて必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方策を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、2025年6月に「デジタルインフラ整備計画2030」を策定した。

総務省は、本計画に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や維持管理の確保、「5Gならではの」の実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、ワット・ビット連携によるデータセンター等の地方分

散、非地上系ネットワーク（NTN）の展開支援等に取り組むとともに、オール光ネットワークを中核とした次世代情報通信基盤（Beyond 5G）や量子暗号通信の研究開発・社会実装等を推進することにより、AI社会を支えるデジタル基盤の整備を推進していくこととしている。

2 光ファイバ整備の推進

光ファイバによるデジタルインフラについては、地域が抱える課題解決のために、テレワーク、遠隔教育、遠隔診療等を含むデジタル技術の利活用が強く期待されている中で、過疎地域、離島等の地理的に条件不利な地域では人口に比して財政的負担が大きいことから整備が遅れている^{*1}。

こうした背景を踏まえ、総務省では、条件不利地域において、地方自治体、電気通信事業者等が5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を補助する「デジタルインフラ整備推進事業」を実施しており、この事業において、地方自治体が保有する光ファイバ等の民間移行に伴う高度化に要する経費や、離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費についても補助対象としている。また、「デジタルインフラ整備計画2030」（2025年6月策定）に基づき、2024年3月末に97.09%となっている光ファイバの整備率（世帯カバー率）を2028年3月末までに99.9%とすることを目標として取り組むこととしている。

今後も、条件不利地域における光ファイバ整備を引き続き推進するとともに、希望する地方自治体が、公設設備の民間移行を早期かつ円滑に進めることができるよう取り組んでいく。

3 データセンター、海底ケーブル等の地方分散

インターネットの通信量の増加、DXの進展に伴うクラウドやAIの利用の進展等を背景とし、データセンターや海底ケーブルの需要は世界的に増加しており、これらのデジタルインフラは社会生活や経済活動を支えるものとして必要不可欠なものとなっている。我が国におけるデータセンターの立地状況を見ると、およそ9割が東京圏・大阪圏といった都市部に集中しており、今後もこの状況が続くと見込まれている。海底ケーブルについては、国際海底ケーブルの終端である陸揚局が房総半島及び志摩半島並びにそれらの周辺に集中するとともに、国内海底ケーブルについては日本海側がミッシングリンクとなっている。このような状況では、大震災等で東京圏・大阪圏が被災した場合に通信サービスに全国規模の影響が生じる可能性があるため、我が国のデジタルインフラの強靱化の観点からは、データセンターの分散立地や日本海側の海底ケーブルの整備等を推進する必要がある。また、我が国は北米・欧州とアジア・太平洋地域の中継点に位置していることから、我が国への国際海底ケーブルの敷設を一層促進し、国際的なデータ流通のハブとしての地位を確立し、自律的なデジタルインフラを構築していくことも必要である。

総務省においては、2021年度にデータセンターや海底ケーブル等の整備を行う民間事業者を支援するための基金を造成し、地方に分散立地するデータセンター、海底ケーブル等の整備事業に対する支援を行っている。令和7年度補正予算と令和8年度当初予算においても、所要の予算額を計上しており、引き続き、データセンター、海底ケーブル等の地方分散に取り組むこととしている。

また、生成AIの登場等により、AIの学習等に必要となる計算能力が加速度的に増加しており、今後、生成AIの開発・利活用を進めていくためには、大規模な計算資源の確保が急務となっている。一方で、データセンターは、一部のエリアに局地的に立地する傾向にあり、新規データセンターの建設には変電所の新增設といった大規模な系統対策工事が必要となる場合もある。そのため、電力インフラから見て

*1 第Ⅱ部第1章第2節「電気通信分野の動向」参照

望ましい場所や地域へのデータセンターの立地を促進させつつ、必要となる通信基盤についても、それと整合するよう計画的に整備するなど、電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）を進めることが重要である。

そこで、2025年3月、総務省は、経済産業省と連携し、官民の関係者における連携・協調の場となる「ワット・ビット連携官民懇談会」を立ち上げた。同懇談会では、今後の望ましいデータセンターの整備に向けた諸条件・課題の整理等を実施し、同年6月、「ワット・ビット連携官民懇談会 取りまとめ1.0」を取りまとめた。総務省では、同懇談会での議論を踏まえ、引き続き、データセンターの地方分散に対する支援、新しい通信・コンピューティング技術を用いたデータセンターの地方分散を促進するための実証事業等の施策を推進することとしている。

4 ブロードバンドサービス提供の維持確保

「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号。2023年6月16日施行。この（4）において「改正法」という。）により、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを新たに電気通信事業法上の第二号基礎的電気通信役務^{*2}（ユニバーサルサービス）に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、全国のブロードバンドサービス提供事業者から徴収する負担金を原資とする交付金を交付する制度（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度）が創設された。

2026年度からの交付金制度の運用開始に向け、総務省においては、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」（2024年3月 情報通信審議会答申）等を踏まえて必要な制度整備や運用を進めており、2024年度には、ブロードバンドサービスの収支が赤字と見込まれるなどの基準により全国約23万の町・字のうち約3万の町字を交付金の算定の対象となる「支援区域」として指定するとともに、交付金の交付対象となる第二種適格電気通信事業者を指定した。続く2025年度には、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」（令和7年総務省令第16号）等を施行し、同規則に基づき算定された第二種交付金・負担金等について認可をしており、この認可に基づき、2026年度には第二種交付金の交付が開始される見込みである。

2026年度以降も、引き続き我が国におけるブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保していくため、「2. 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」で触れた新たなユニバーサルサービス制度の運用開始に向けた制度整備を進めていく。

5 固定電話サービスの円滑な移行

NTT東西は2025年9月、メタル設備を用いた固定電話（メタル固定電話）について、利用の減少、老朽化した設備の維持限界、メタル設備に係る技術者等の確保が困難であること等により2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えることから、メタル固定電話から、光・モバイルを用いたサービスへの移行を段階的に実施する計画を公表した。この移行計画では、2026年4月から一部エリアでの先行的な移行を行い、2028年頃からエリア単位での段階的なサービス終了等を行う予定となっている。

総務省では、2025年10月、情報通信審議会に諮問し、移行に伴う利用者保護の在り方、移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方等について検討を開始した。具体的な検討を行う「固定電話

^{*2} 具体的には、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス（HFC方式）及びワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型）が第二号基礎的電気通信役務の対象となっている。

サービス移行円滑化委員会」において、まずは2026年4月からの先行的な移行開始までに取り組む事項について検討を行った結果、①代替サービスのうち、モバイル網を活用した固定電話サービス（ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話）の提供については、光整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情（建物配管等の都合でFTTHを利用できない場合や、利用者が希望した場合）により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能とすること、②NTT東西がメタル固定電話のサービス終了等の案内を行う際は、利用者の知識や利用目的等を考慮した丁寧な案内を行うことや、国民生活センターや地方自治体等との連携やメディアの活用なども試行し、効果的な周知方法を検討すること、③NTT東西は、接続事業者と連携し、先行実施期間中に課題の検証等を行うとともに、関係事業者に対する説明の場を設けた上で、関係事業者から課題等が示された場合には、これに適切に対応していくこと等の考え方が整理された。

総務省では、①を踏まえ、NTT法施行規則の改正を行い、NTT東西よりNTT法第2条第5項に基づく他社設備を利用したワイヤレス固定電話の提供に関する認可申請が行われ、2026年3月に認可された。また、②及び③を踏まえ、NTT東西に対し、これらの利用者保護の取組を実施することや先行実施エリアにおける移行状況等を定期的に報告することについて、2026年2月に要請を行った。

情報通信審議会では、引き続き、NTT東西による固定電話サービスの円滑な移行を実現するために必要な事項について、検討を行っているところである。

6 鉄塔等提供事業に係る認定制度の創設

携帯電話等の移動通信サービスでは、広大な地域に相当多数の基地局の設置が必要であり、特に5Gの導入の際にはこれまで以上に基地局をちゅう密に設置していくことになる。不採算地域を含めて効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るためには、他者保有の鉄塔等のインフラシェアリングを促進することが重要となることから、2025年2月に情報通信審議会において取りまとめられた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申^{*3}」において、インフラシェアリング事業者に対して、認定電気通信事業者と同様の公益事業特権を付与することが適当との方向性が示された。

これを踏まえ、同年5月に成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）において、基地局用の鉄塔等を回線設置電気通信事業者に貸し出す事業を行う鉄塔等提供事業者が総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利の付与を受けることができる制度が導入された。本法律案の施行に伴い必要な政省令等の改正を行い、2026年5月に同法が施行された。

7 情報通信エンジニアリング業界の持続可能性確保

現代の社会経済活動の維持には、情報通信インフラ（物理的な回線・通信設備、論理的なネットワーク等）の継続的な更新が不可欠である。しかしながら、情報通信インフラの設計、工事、維持管理等を担う情報通信エンジニアリング業界においては、情報発信主体の不在、スキルやキャリアの不明確さ、複雑な業界構造、人材の高齢化等の課題により、人材確保やスキルの継承・習得等が困難な状況にある。例えば、情報通信関連建設業の雇用者数は、2000年の12.3万人から2023年には2.7万人へ減少している（ICTの経済分析に関する調査、総務省：2024年度）。

このような背景を踏まえ、総務省では、令和7年度補正予算において「情報通信エンジニアリング業界の持続可能性の確保」に関する事業を開始した。本事業では、業界の実態を把握し、業界構造や必要

^{*3} 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和5年諮問第28号）に関する情報通信審議会からの最終答申（2025年2月3日）：
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000544.html

なスキルの見える化を図るとともに、同業界の重要性や人材難の課題等に関する社会的認知度や訴求力の向上に努めている。また、必要とされるスキルの違いに応じて、回線の配線や電源・土木工事など物理的に通信設備の設置工事を行う「物理層」と、インターネットへの接続やサービス展開の基盤となる論理的な通信環境を構築・設定する「ネットワーク層」に分けて取組を進めている。これらの取組を通じて、情報通信エンジニアリング業界に人材を呼び込み、育成し、定着させるエコシステムの構築を目指し、将来にわたって安定した情報通信サービスの提供を可能とする環境を整備することを目指している。

さらに、総務省では、2025年10月に新たに電気通信設備エンジニア室を設置し、これらの取組を推進する体制を整えている。

5 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

1 国際海底ケーブルの防護策

我が国の国際通信の約99%を占める重要インフラであり、我が国がハブとなっている国際海底ケーブルにおいて、これまで我が国とアジアを結ぶケーブルが多く通る比較的水深が浅い海域で損壊が多く発生するとともに、近年では意図的とみられる損壊事例も散見されている。

また、米国においては約20年ぶりとなる包括的な海底ケーブル陸揚げ免許の規則見直し、欧州においては海底ケーブルのセキュリティ・強靱性強化に向けたアクションプランの公表など、海底ケーブルの防護に向けた取組を加速していく方向性が示されている。

こうした経済安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、2025年11月に国際海底ケーブルの防護等に関する検討会を設置し、国際海底ケーブルの防護策の強化について検討を開始している。

2 電気通信設備の技術基準などに関する制度整備

通信ネットワークへの仮想化技術の導入やクラウドサービスの活用が進み、通信サービスの提供構造の多様化・複雑化等が進んでいる状況を踏まえ、2022年4月から2023年2月までの間、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、「仮想化技術等の進展に伴うネットワークの多様化・複雑化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について検討を行った。

また、同委員会では、「仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る技術的条件」について検討を行い、2023年2月に第二次報告として取りまとめた。当該報告に基づく情報通信審議会の一部答申^{*4}を踏まえ、「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態に係る技術的条件」に基づく改正を行った電気通信事業法施行規則等は2023年6月、「仮想化技術等の進展を踏まえた電気通信設備に係る技術的条件」に基づく改正を行う同規則等は2024年1月に施行された。

3 非常時における通信サービスの確保

ア 電気通信事業者が実施すべき対策の基準策定等の取組

近年、我が国では、地震、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、火山噴火などの自然災害が頻発しており、停電、通信設備の故障、ケーブル断などにより通信サービスにも支障が生じている。

総務省では、電気通信事業者が実施すべき耐震対策、停電対策、防火対策等を規定した「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）を随時改定し、災害時における通信

^{*4} 「仮想化技術等の進展に伴うネットワークの多様化・複雑化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申（2023年2月24日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000283.html

サービスの確保を図っており、直近では、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震を踏まえ、携帯電話基地局等の停電対策の強化に関する改正を2025年3月に実施した。

また、2018年10月から「災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」を指定公共機関と開催し、累次の災害対応の振り返りを行うとともに、即応連携・協力に関する体制、被害状況の迅速な把握、復旧を進めるにあたっての課題などに関する情報共有や意見交換を行っている。このほか、こうした機会に得られた情報も踏まえ、電気通信事業者と電力、燃料、倒木処理に関係する機関等との間の連絡体制の構築や初動対応の訓練等の連携を推進している。

イ 「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」の取組

総務省は、情報通信手段の確保に向けた災害対応支援を行うため、「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」を2020年6月に立ち上げた。MIC-TEAMは、大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被災地の地方自治体に派遣され、情報通信サービスに関する被災状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整を行うほか、地方自治体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援を行っている。2024年1月に発生した石川県能登地方の地震をはじめとする自然災害において、被災した地方自治体に派遣された。

また、電力供給、燃料供給、倒木処理等の連携協力に関する課題に対応するため、2025年度には、北海道日高振興局、東京都、京都府福知山市及び愛媛県大洲市との間で、通信事業者等の関係機関における初動対応に関する連携訓練を実施している。

ウ 携帯電話事業者間のネットワークの相互利用等に関する検討

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることから、自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用できる「非常時事業者間ローミング」等により、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが課題となっている。このため、総務省では、2022年9月から、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」を開催し、緊急通報をはじめ一般の通話やデータ通信、緊急通報受理機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式による非常時事業者間ローミングを、できる限り早期に導入することを基本方針とした第1次報告書を同年12月に取りまとめ、公表した。

また、同検討会において、緊急通報受理機関からの呼び返しに必要なコアネットワークの利用者認証に障害が発生した場合においても緊急通報の発信ができるローミング方式をフルローミング方式と併せて導入する方針を2023年6月に第2次報告書として取りまとめた。2024年5月には、非常時事業者間ローミングの基本的な考え方及び両方式ともに2025年度末頃の導入を目指すスケジュールについて第3次報告書に取りまとめた。

2024年8月に、上記の検討結果に基づく技術基準の整備等、政策決定に係る議論を深めるため、検討の場を情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会に移行し、同年12月に同審議会から端末設備の技術基準等について一部答申を受けた。

本答申に基づく関連省令の改正等について、2025年1月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、同年3月に同審議会から答申を受け、同年5月に公布した。本件に関する改正省令等は同年10月から施行された。

また、非常時事業者間ローミングの円滑な導入を図るため、運用のルールや利用者への周知広報の方法等について、情報通信審議会において検討を行い、2026年2月に同審議会から一部答申を受けた。

これらの取組を踏まえ、MNOは非常時事業者間ローミングを2026年4月1日に導入した。

4 電気通信事故の分析・検証

電気通信事故を抑止し、その影響を小さくするためには、事前の対策に加え、事故発生時及び事故発生後の適切な措置が必要である。総務省は、2015年から「電気通信事故検証会議」を開催し、主に電気通信事業法に定める「重大な事故」及び「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態」並びに電気通信事業報告規則に定める「事故発生状況の報告」の分析・検証を実施している。同会議では、2024年度に発生した電気通信事故の検証結果等を取りまとめ、2025年12月に「令和6年度電気通信事故に関する検証報告」を公表するとともに、2025年度に発生した電気通信事故については継続的に検証を行った。

電気通信事故が多発する背景には、リスクの洗い出しや評価、ヒューマンエラー防止や訓練、保守運用態勢等、共通する課題が多いと考えられる。このため、個別の事故の背景にある組織・態勢面等の構造的問題及び構造的問題の検証を踏まえた技術基準や管理規程等の規律の見直し、安全対策に係る保守運用態勢に対するガバナンス強化の在り方等について、2023年3月に「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」を取りまとめた。本報告書の内容を踏まえ、電気通信事業者自身による各種取組に加え、行政により、電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る法令遵守状況等のモニタリングを併せて実施することを目的として、同年7月に「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」を策定し、初年度である2023年度より検証を実施している。直近では、2024年度の検証の結果概要を2025年6月に電気通信事故検証会議において報告するとともに、当該結果概要を公表し、同年8月に2025年度の検証を開始した。

また、2025年4月から同年8月にかけて、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において「電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえた電気通信事故報告制度の在り方」について検討を行い、同年9月に同審議会から一部答申を受けた。本答申に基づく改正省令について、2026年3月に公布しており、同年4月から施行された。

6 電気通信サービスにおける安心・安全な利用環境の整備

1 電気通信事業分野におけるガバナンスの確保

電気通信事業は、情報通信分野をはじめ様々な分野における革新的なイノベーションを促進するための不可欠な事業であり、デジタル技術の導入による革新的なサービスの提供や社会のDXを促進する観点から、利用者が安心でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保していくことが求められている。

総務省では、デジタル時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保に向けて、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱いなどに係るガバナンス確保の在り方を検証し、今後の対策の検討を行うため、2021年5月から「電気通信事業ガバナンス検討会」を開催した。同検討会の提言を踏まえ、大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するため、情報取扱規程の策定・届出の義務付け等の新たな規律を設けるほか、事業者間連携によるサイバー攻撃対策や事故報告制度等の電気通信役務の円滑な提供の確保を目的とした規律を整備することなどを内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が2022年6月に成立した。総務省では、その後、同年6月から9月まで「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」を開催し、特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細について検討を行い、電気通信事業法施行規則を改正して①情報取扱規程の項目、②情報取扱方針の項目、③特定利用者情報の取扱状況の評価項目、④特定利用者情報統括管理者の要件、⑤特定利用者情報の漏えい時の報告内容等について定めた。同法及び改正電気通信事業法施行規

則は、2023年6月に施行された。また、特定利用者情報の取扱いに関する規律に基づき、同年12月に特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を告示により指定し、2024年1月より指定が適用された。

2 電気通信事業分野における消費者保護ルールの整備

ア 概要

電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差、事業者の不適切な勧誘等により、トラブルも生じている。こうしたトラブルを防止し、消費者が電気通信サービスの高度化・多様化の恩恵を享受できるようにするため、総務省では、電気通信サービスに係る消費者保護ルールの整備し、これを適切に執行するとともに、必要に応じてその見直しを行っている。

イ 消費者保護ルールの実効性確保

(ア) 苦情・相談等の受付や関係者との連携、行政指導等の実施

総務省では、「総務省電気通信消費者相談センター」を設置し、消費者からの情報提供を受け付けている^{*5}。また、電気通信消費者支援連絡会^{*6}を全国各地域で毎年2回ずつ開催し、関係者の間で情報共有・意見交換を実施している。このような取組を通じて得られた情報を踏まえ、必要に応じて行政指導や消費者庁と連携した対応等により、電気通信サービスに係る消費者保護ルールの実効性の確保を図っている。

このほか、関係団体における消費者保護ルールの遵守に向けた自主的取組の促進も図っている。

(イ) モニタリングの実施

総務省では、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定し、消費者保護ルールの運用状況についてモニタリングするとともに、有識者や関係の事業者団体が参加し、関係者の間で共有・評価等を行っている。

具体的には、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合^{*7}」を開催し、電気通信事業分野の苦情・相談等について、電気通信サービス全体の傾向に加えて、MNO、MVNO、FTTHといったサービス種別ごとの傾向についても分析しているほか、個別のテーマ^{*8}についての分析、実地調査（覆面調査）、個別事案の随時調査の結果等を踏まえ、消費者保護ルールの実施状況について評価・総括を行っている。また、事業者等による改善に向けた取組の状況のフォローアップも実施している。

総務省では、この会合における評価を踏まえ、実地調査の対象となった電気通信事業者に対し、改善すべき点を指導するとともに、事業者団体等に対し、業界としての取組や会員への周知などの対応を要請している。また、この会合における分析結果や評価については、消費者保護ルールの見直しの検討や事業者の自主的な取組の推進に活用されている。

ウ 消費者保護ルールの見直し

総務省では、2020年6月から、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において議論を行い、

^{*5} 電話及びウェブにより11,939件（2025年度）の苦情相談等を受け付けている。

^{*6} 各地の消費生活センターや電気通信事業者団体などを構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。

^{*7} 後述の2025年度調査の結果以降は、消費者保護政策委員会で取り扱うことが想定されている。

^{*8} 2025年度においては、①通信速度等に関する苦情相談、②高齢者の苦情相談、③FTTHの電話勧誘に関する苦情相談、④出張販売に関する苦情相談を扱った。

電気通信市場の変化や消費者トラブルの状況を踏まえ、消費者保護ルールを累次にわたり見直し、その拡充を図ってきた。2025年8月に公表した「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2025」においては、提供条件説明に関する利用者理解の向上、「頭金」^{*9}の状況、据置型Wi-Fiサービスの状況等について整理し対応の方向性を取りまとめた。同報告書を踏まえ、消費者に向け「携帯電話の端末販売価格は、同一機種・同一キャリアであっても店舗によって価格が異なること」の注意喚起^{*10}を行ったほか、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正し、据置型Wi-Fiサービスを念頭に、解約時に発生する端末の残債等の条件について、契約時に明確に説明すべきであることを明示した。

こうした取組にもかかわらず、電気通信分野の苦情相談件数は依然として年間7万件程度と高い水準にあり、また、サービス及び料金のプランの多様化・複雑化や社会全体のDXの進展といった市場環境の変化が進む中で、今後、新たな消費者トラブルが発生することも想定される。このような状況下で、消費者が電気通信サービスを安心・安全かつ便利に利用できる環境を整備していくため、2025年10月に情報通信審議会電気通信事業政策部に「消費者保護ルールの更なる適正化とDX時代への対応の在り方」を諮問し、同部会の下に設置された消費者保護政策委員会において議論を行っている^{*11}。

③ 通信の秘密・利用者情報の保護

ア 概要

スマートフォン、IoT等を通じて、様々なヒト・モノ・組織がインターネットにつながり、大量のデジタルデータの生成・集積が飛躍的に進展するとともに、AIによるデータ解析等を駆使した結果が現実社会にフィードバックされ、様々な社会的課題を解決するSociety 5.0の実現が指向されている。

この中で、様々なサービスを無料で提供するプラットフォーム事業者の存在感が高まっており、利用者情報が取得・集積される傾向が強まっている。また、生活のために必要なサービスがスマートフォン等経由でプラットフォーム事業者により提供され、人々の日常生活におけるプラットフォーム事業者の重要性が高まる中で、より機微性の高い情報についても取得・蓄積されるようになってきている。

利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを確保し、プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、プラットフォーム事業者がサービスの魅力を高め、利用者が安心してサービスが利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保していくことが重要である。

イ 利用者情報の更なる保護に向けた検討

総務省で開催する「プラットフォームサービスに関する研究会」で、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」を設置して議論を行った結果を踏まえて取りまとめられた「中間とりまとめ」（2021年9月）では、電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、EUにおけるeプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、Cookie、位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当であると考えられるとされた。本取りまとめを踏まえ、電気通信事業者が利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合に利用者に通知・公表といった確認の機会を付与することの義務付けなど（以下「外部送信規律」という。）を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法

^{*9} 端末販売価格は店舗ごとに異なり、分割払い時の所定の割賦払い額のほか、店舗ごとに設定する額（0円の場合もあり。）を含む形で設定されている。

^{*10} https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000446.html

^{*11} ①消費者への説明の充実の在り方、②交渉力の低い消費者の保護の在り方、③法令遵守を確保するための措置の在り方、④DXの進展を踏まえた消費者保護ルールの在り方、⑤その他必要と考えられる事項を検討課題としている。

律が2022年6月に成立した。総務省では、その後、同年6月から9月まで同ワーキンググループを開催し、外部送信規律の詳細について検討を行い、電気通信事業法施行規則を改正し、規律対象者、通知・公表すべき事項、通知・公表の方法等について定めた。同法及び改正電気通信事業法施行規則は2023年6月に施行された。

2024年2月から、総務省で開催する「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」及び同研究会の下に設置された「利用者情報に関するワーキンググループ」において、スマートフォン上の利用者情報の更なる保護に向けて、アプリケーション提供者等の関係事業者が利用者情報を取り扱う上で実施することが望ましい事項をまとめた「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」の改定の議論を行い、同年11月、外部送信規律の導入等の国内制度の改正や、諸外国及び民間事業者の動向の変化を踏まえ、ダークパターンの回避やセキュリティの確保等について新たに規定した「スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ」（以下「SPSI」という。）を公表した。さらに、同年12月から、スマートフォン利用の低年齢化等を踏まえ、同ワーキンググループにおいてSPSIの見直しに関する議論を行い、2025年9月、新たに青少年保護に関する事項を追加するとともに、関係事業者が参照しやすいよう、望ましいとされる度合いに応じて記載を整理する改定を行った。

4 電気通信サービスの不適正利用対策

総務省では、電気通信サービスの不適正利用対策等を通じて、国民が安心してICTサービスを利用できる環境の整備に取り組んでいる。

まず、電話の不適正利用対策として、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）において、事業者へ携帯電話契約時等の本人確認の義務付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）において電話受付代行業者や電話転送サービス事業者を特定事業者と定め、取引時の本人確認の義務付け等を行っている。2026年にはデータ通信SIMについても契約時等の本人確認を義務付けるよう、携帯電話不正利用防止法の改正を行った。また、迷惑メール対策としては、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）により事前同意のない広告宣伝メールの送信を禁止等している。

近年、特殊詐欺を含む詐欺の手口が一層複雑化・巧妙化し、被害も増加するなど、不適正利用対策を巡る環境が変化している。政府全体では、こうした被害から国民を守るため、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、総務省もそれらに基づいた様々な取組を実施している。主な取組としては、国際電話の悪用による特殊詐欺を防ぐため、希望者が国際電話を円滑に利用休止できるよう、通信事業者へ要請するなど、取組を進めている。また、2025年6月には「迷惑電話対策相談窓口（通称：でんわんセンター）」を設置し、国民の皆さまからの電話に関する相談を受け付けている。さらに、詐欺メール等の受信防止のために、通信事業者とともに、フィッシングメール対策の強化、なりすまし防止技術の推進等を進めている。加えて、「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」及び同研究会の下に設置された「不適正利用対策に関するワーキンググループ」では関連する課題の検討を、随時行っている。

7 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁など

1 電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業者間、放送事業者間等で生じた紛争を迅速・公正に処理するための専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び

特別委員8名が紛争処理にあたっている。

委員会は、①あっせん・仲裁、②総務大臣からの諮問に対する審議・答申、③総務大臣に対する勧告という3つの機能を有している。

また、委員会事務局では電気通信事業者、放送事業者等のための相談専用電話や相談専用メールによる相談窓口を設けており、電気通信事業者等の間の紛争に関する問合せ・相談等に対応しているほか、委員会専用ウェブサイトを開設し、円滑な紛争解決に資するよう上記①、②及び③の各手続の解説や紛争事例を集成した「電気通信紛争処理マニュアル」やパンフレット等を公開している。

関連データ 電気通信紛争処理委員会の機能の概要

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/outline/about.html



ア あっせん・仲裁

あっせんは、電気通信事業者間、放送事業者間等で紛争が生じた場合において、委員会が委員・特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の迅速・公正な解決を図る手続であり、必要に応じて、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはないが、あっせん手続を経た上で両当事者の合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したことになる。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から3名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員（仲裁廷）による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において、仲裁法の準用により確定判決と同一の効力が発生する。

イ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

電気通信事業者間、放送事業者間での協議が不調になった場合などに、電気通信事業法又は放送法の規定に基づき、当事者は総務大臣に対して協議命令の申立て、裁定の申請等を行うことができる。

総務大臣は、これらの協議命令、裁定等を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされており、委員会は、総務大臣から諮問を受け、これらの事案について審議・答申を行う。

ウ 総務大臣への勧告

あっせん・仲裁、諮問に対する審議・答申を通じて明らかになった競争ルールの改善点等について、委員会は、総務大臣に対し勧告することができる。なお、総務大臣は、委員会の勧告を受けたときは、その内容を公表することになっている。

2 委員会の活動の状況

2025年度において、接続のための工事・網改造等に関する紛争についてのあっせん申請が1件あり、委員会において処理中である（令和8年3月31日現在）。その他、相談窓口において、11件の相談対応を行った。

なお、2001年11月の委員会設立から2026年3月末までに、あっせん72件、仲裁3件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申12件、総務大臣への勧告3件を実施している。

関連データ あっせんの処理状況

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/case/number.html

